

Know today, 知る、つなく、未来を拓く Power tomorrow

第**53**回

定時株主総会 招集ご通知

事前の議決権行使をいただく場合

議決権行使期限

2025年9月24日(水曜日)
午後5時30分まで

当日ご出席されない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。
また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催情報

日時	2025年9月25日(木曜日) 午後1時(受付開始 午後0時15分)
場所	〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3番地 富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く) 7名選任の件

株式会社インテージホールディングス

証券コード: 4326

ごあいさつ

「豊かで可能性の広がる社会の創造」に寄与する事業活動を通じて、あらゆるステークホルダーの期待に応え、信頼される企業体としての責任を果たしてまいります



株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長

仁司 与志矢

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第53回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

第14次中期経営計画の2年目となる2024年度においては、グループ基本方針である「Data+Technology企業としてのNew Portfolioへ-新たな価値発揮の創出-」のもと、社会的ロスのない便利で豊かな社会の実現に向け、新たな価値発揮の創出を目指してまいりました。

当期は、株式会社インテージヘルスケアにおけるCRO（医薬品開発業務受託機関）事業売却の影響があったものの、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの新規連結および各セグメントの既存事業が堅調に推移したことで、売上は前年を上回る結果となりました。営業利益につきましては、増収効果に加え、利益重視のマネジメントを推進したことにより、前年を大きく上回る結果となりました。一方で、利益還元のための中間配当の実施や、グループ間連携のビジネス創出、人的資本を始めとした非財務資本強化のための施策等を推進しています。

引き続き、「THE INTAGE GROUP WAY」のもと、豊かで可能性の広がる社会の創造にふさわしい事業活動による社会貢献を通じて、あらゆるステークホルダーの信頼と期待にこたえる企業体を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年9月

第14次中期経営計画（2023~2025年度）

インテージグループ基本方針

Data + Technology 企業としてのNew Portfolioへ

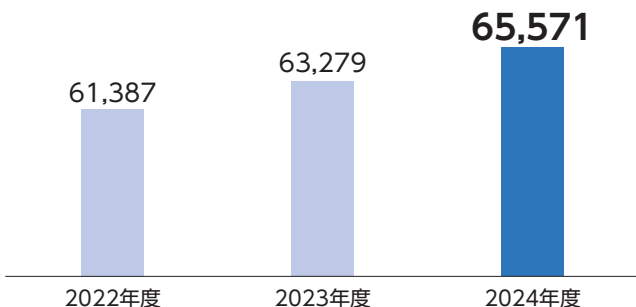
— 新たな価値発揮の創出 —

▶ 当期の実績

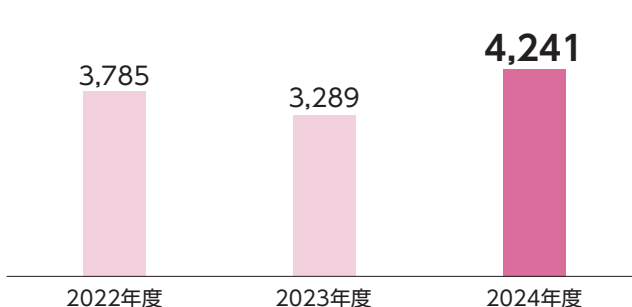
売上高
655億円

営業利益
42億円

■ 売上高の推移（百万円）



■ 営業利益の推移（百万円）



▶ 当期のポイント

- 株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの新規連結および各セグメントの既存事業が堅調に推移し増収
- 増収効果に加え、利益重視のマネジメントを推進したことにより大幅に増益

証券コード4326
2025年9月9日
(電子提供措置の開始日2025年9月3日)
東京都千代田区神田練堀町3番地
インテージ秋葉原ビル

株式会社インテージホールディングス
代表取締役社長 仁司 与志矢

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第53回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト (https://www.intageholdings.co.jp/ir/stocks_info/)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトへアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「インテージホールディングス」又は「コード」に当社の証券コード「4326」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご覧ください。



当日ご出席されない場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月24日(水曜日)午後5時30分までに、インターネット又は議決権行使書の郵送によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2025年9月25日(木曜日) 午後1時(受付開始 午後0時15分)	場 所	〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトアキバプラザ5階 アキバホール
-----	---------------------------------------	-----	--

目的事項

報告事項

- 第53期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第53期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く)7名選任の件

お知らせ

- ① 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - イ. 連結計算書類の以下の事項
「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ロ. 計算書類の以下の事項
「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ハ. 事業報告の以下の事項
「当社グループの主要な拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他当社グループの現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」
- ② 電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ③ **株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様への土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使について

- ① インターネットによる方法と郵送による方法の両方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる方法を有効といたします。
- ② インターネットによる方法で複数回議決権をご行使された場合は、最後の行使内容を有効といたします。
- ③ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合、「賛」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ④ 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、その旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

議決権の代理行使について

当社定款第20条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様又は代理人は、委任状を当社にご提出いただく必要があります。

議決権行使方法のご案内

インターネット等による議決権の行使



行使期限

2025年9月24日(水曜日)午後5時30分入力分まで

A スマートフォンでQRコードを読み取る方法

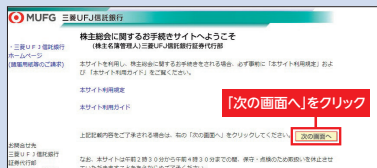


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

B 議決権行使サイトで ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスの場合

<https://evote.tr.mufig.jp/>



インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)
☎0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

郵送による議決権の行使



行使期限 2025年9月24日(水曜日)午後5時30分到着分まで

*議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっており、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要する場合があります。**確実な到着を期するため、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
各議案に賛否の表示がない場合、「賛」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

株主総会への出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年9月25日(木曜日)午後1時(受付開始：午後0時15分)

場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフトアキバプラザ 5階 アキバホール

当日ご出席される株主様へのお願い

- 同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名様限りとさせていただきます。
- 当日は、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知の末尾に「株主総会会場ご案内図」を掲載しておりますので、併せてご高覧ください。
- 株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、配当と成長投資のバランスを考慮した利益配分を行うことを基本的な考え方としております。

第53期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案しつつ、1株につき22.50円とさせていただきたいと存じます。2025年3月に中間配当金として1株につき22.50円をお支払いしておりますので、第53期の年間配当は、1株につき45円となります。この場合、第53期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当額の比率である連結配当性向は49.0%となります。

1. (第53期) 期末配当に関する事項

1

配当財産の種類
金銭

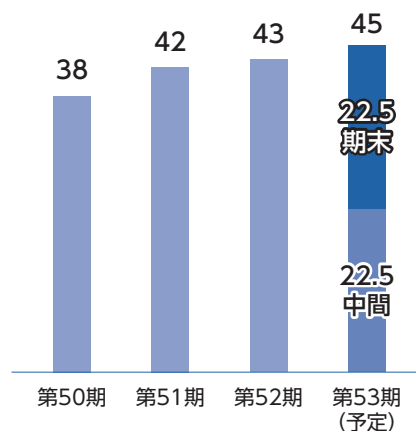
2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 22.50円
(この場合の配当総額は866,519,865円)

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月26日

1株当たり年間配当金の推移 (単位: 円)



2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における職務執行状況や業績、経験・知見等にも照らして、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (2024年度)
1	再任 ニシヨシヤ 仁司与志矢	男性	代表取締役社長	100% (18/18回)
2	再任 ヒガキ 檜垣	女性	取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当、未来創造担当	94% (17/18回)
3	再任 オオタケグチ 大竹口	男性	取締役 経営企画担当、関係会社担当	100% (18/18回)
4	再任 タケウチ 竹内	男性	取締役 CFO、経営管理担当	100% (18/18回)
5	再任 イシバシヒデキ 石橋英城	男性	取締役	89% (16/18回)
6	再任 イマ 今井厚弘	男性	社外取締役 独立役員	100% (18/18回)
7	新任 ハラダノリコ 原田典子	女性	社外取締役 独立役員	—

(注) 本議案が原案どおり承認されますと、社外取締役は監査等委員である社外取締役を含めて5名となり、当社取締役における社外取締役の割合は41.7%となります。

1

ニ シ ヨ シ ヤ
仁 司 与志矢1967年1月23日生
満58歳

再任

- 所有当社株式数 133,600株
- 在任期間 9年
- 現在の地位・担当 当社代表取締役社長

略歴

- 1992年6月 株式会社社会情報サービス入社
- 1994年12月 ティー・エムマーケティング株式会社（2010年 株式会社アンテリオに商号変更）取締役
- 2005年1月 同社 代表取締役副社長
- 2007年3月 同社 代表取締役社長
- 2014年7月 当社執行役員 グループヘルスケアソリューション担当
- 2015年4月 当社執行役員 グループヘルスケア事業担当
- 5月 株式会社アスクレップ 取締役
- 2016年6月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当
- 2017年4月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当、働き方改革推進担当
- 2019年4月 株式会社インテージヘルスケア 代表取締役社長
- 6月 当社取締役 CWO、マーケティング支援（ヘルスケア）事業担当
- 2023年7月 当社取締役 CWO、特命事項担当
株式会社インテージヘルスケア 取締役
- 9月 当社代表取締役常務 マーケティング支援（消費財・サービス）海外事業担当、
海外事業統括本部長、特命事項担当
- 2024年7月 当社代表取締役社長（現任）
- 2025年7月 株式会社インテージ 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージ 代表取締役

取締役候補者とした理由

仁司与志矢氏は、当社グループの主要事業の一つであるグループヘルスケア事業の担当として、グローバル分野の展開を推進し、同事業の強化と収益性の向上を図る等の実績があり、また当社代表取締役就任後もこれらの知見を活かし、経営基盤の強化を図る等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

2

ヒ
檜 垣アユミ
歩1964年5月23日生
満61歳

再 任

- 所有当社株式数 22,708株
- 在任期間 6年
- 現在の地位・担当 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当、
未来創造担当

略歴

- 1988年4月 カゴメ株式会社入社
- 1995年10月 当社入社
- 2007年4月 当社マーケティングソリューションユニット マーケティングソリューション部長
- 2013年4月 当社執行役員 マーケティングイノベーション本部長
- 2014年7月 当社執行役員 グループマーケティングソリューション担当
- 2015年7月 当社上席執行役員 グループ事業戦略担当
株式会社インテージテクノスフィア 取締役
- 2016年4月 株式会社インテージ 取締役
- 2019年4月 当社上席執行役員 マーケティング支援（消費財・サービス）国内事業担当
株式会社インテージ 代表取締役社長
- 6月 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内事業担当
- 2024年7月 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当
- 2025年7月 当社取締役 マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当、
未来創造担当（現任）
株式会社インテージ 取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージ 取締役社長

取締役候補者とした理由

檜垣歩氏は、株式会社インテージの取締役社長として、同社事業の強化と収益性の向上を図るとともに、過去、同社においてR&D、営業、経営企画に携わるほか、特に同社において長年パネル商品開発の実績も含め、当社グループのマーケティング支援事業に関する豊富な経験と知見を有しており、これらの知見等を活かし業務執行を行う等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

3

オオ タケ グチ
大竹口マサル
勝1961年5月28日生
満64歳

再任

- 所有当社株式数 22,482株
- 在任期間 5年
- 現在の地位・担当 当社取締役 経営企画担当、関係会社担当

略歴

- 1985年4月 当社入社
- 2013年4月 当社執行役員 DCG・サービス事業本部長
- 2014年4月 株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 代表取締役社長
- 2016年4月 株式会社インテージ 取締役
- 2019年4月 当社上席執行役員 経営企画担当
- 2020年9月 当社取締役 経営企画担当
- 2023年9月 当社取締役 経営企画担当、グループ人事企画担当、関係会社担当
- 2024年7月 当社取締役 経営企画担当、未来創造担当、関係会社担当
- 2025年7月 当社取締役 経営企画担当、関係会社担当（現任）
株式会社インテージ 取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージ 取締役

取締役候補者とした理由

大竹口勝氏は、株式会社インテージにおいて人事部門及び営業部門を歴任し、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの代表取締役社長として同社経営に携わる等、豊富な経営経験と実績を有しており、これらの知見等を活かし業務執行を行う等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

4

タケ
竹 内トオル
透1963年4月17日生
満62歳

再任

- 所有当社株式数 27,128株
- 在任期間 3年
- 現在の地位・担当 当社取締役 CFO、経営管理担当

略歴

1987年 4月 株式会社埼玉銀行（現 株式会社埼玉りそな銀行） 入行
 2017年10月 当社入社
 当社財務部長
 2018年 4月 当社財務部長、内部統制部長
 2019年 4月 当社経営管理部長
 2020年 7月 当社執行役員 経営管理部長
 株式会社インテージヘルスケア 監査役
 2022年 9月 当社取締役 CFO、内部統制担当、経営管理部長
 2023年 1月 当社取締役 CFO、内部統制担当
 2024年 7月 当社取締役 CFO、経営管理担当（現任）
 2025年 7月 株式会社インテージ・アソシエイツ 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社インテージ・アソシエイツ 代表取締役

取締役候補者とした理由

竹内透氏は、長年の金融機関勤務の知識・経験を活かし、当社入社後も経営管理部長として財務・資本政策に関する取り組みを推進するなど、経営管理全般に関する豊富な知見と実績を有しており、これらの知見等を活かし業務執行を行う等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

5

イシ パシ ヒデ キ
石 橋 英 城1970年12月18日生
満54歳

再任

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 1年9か月
- 現在の地位・担当 当社取締役

略歴

- 1993年4月 株式会社電通入社
- 2011年4月 同社プラットフォーム・ビジネス局・事業2部専任部長
- 2014年7月 株式会社NTTドコモ出向
同社プロモーション部・戦略担当部長
- 2017年4月 株式会社電通帰任
同社事業企画局・局長補 兼 プロジェクト推進部長
- 2018年7月 同社電通イノベーションイニシアティブ局長
- 2021年12月 株式会社NTTドコモ入社
同社マーケティングメディア部次長、ウォレットビジネス部次長、
パートナービジネス推進部次長
- 2022年7月 同社スマートライフカンパニー マーケティングイノベーション部長
株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 取締役
- 2023年12月 当社取締役（現任）
- 2024年6月 株式会社NTTドコモ 執行役員 スマートライフカンパニー統括長 兼
マーケティングイノベーション部長
- 7月 同社執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 兼
マーケティングイノベーション部長
- 2025年6月 同社執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 マーケティングイノベーション部、
カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社NTTドコモ 執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 マーケティングイノベーション部、カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当

取締役候補者とした理由

石橋英城氏は、株式会社NTTドコモのコンシューマサービスカンパニーの責任者として、広告、マーケティング・コミュニケーション分野に関する豊富な経験と知見を有しており、これらの知見等を活かし、経営全般に意見・提言する等、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

6

イマ イ アツ ヒロ
今 井 厚 弘1960年12月4日生
満64歳

再 任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 2,500株
- 在任期間 3年
- 現在の地位・担当 当社社外取締役

略歴

- 1983年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
- 2013年4月 株式会社いなげや入社
同社グループ事業統括室長兼品質管理室長
- 2016年6月 同社取締役IR担当兼管理本部長
- 2019年1月 株式会社フージャースホールディングス入社
- 4月 同社リスクマネジメント部長兼内部監査室長
- 2021年6月 同社常勤監査役
- 2022年6月 同社取締役常勤監査等委員（現任）
- 9月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フージャースホールディングス 取締役常勤監査等委員

※今井厚弘氏は、上記略歴のほか、株式会社フージャースホールディングスの非上場のグループ会社である、株式会社フージャースリビングサービス、株式会社フージャースウェルネス&スポーツ、株式会社フージャースキャピタルマネジメント及び株式会社ホームステージの監査役を兼任しています。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

今井厚弘氏は、長年の金融機関における業務経験に加え、事業会社の取締役として、財務、IR、リスクマネジメント、内部監査等を含め企業管理部門の業務に精通しており、特に財務戦略、リスク管理、コーポレートガバナンス等に関して高い知見を有しており、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言、提言を行っております。上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を行う適切な人材と判断しており、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員及びガバナンス委員会の委員長として取締役の指名、報酬及び当社親会社グループとの取引等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としたしました。

7

ハラ
原 田 ノリ
典 子1974年4月2日生
満51歳

新任

社外取締役

独立役員

- 所有当社株式数 0株
- 在任期間 ー
- 現在の地位・担当 該当事項はありません。

略歴

1998年4月 SAPジャパン株式会社入社
 2000年12月 AOSテクノロジーズ株式会社入社
 2002年4月 AOS Technologies America, Inc. 転籍
 2011年11月 AOSテクノロジーズ株式会社転籍
 2015年3月 AI CROSS株式会社創業、同社代表取締役CEO（現任）
 2021年8月 AIX Tech Ventures 株式会社取締役（現任）
 2022年12月 株式会社アスコット社外取締役（現任）
 2024年9月 株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

AI CROSS株式会社代表取締役CEO
 AIX Tech Ventures 株式会社取締役
 株式会社アスコット社外取締役
 株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

原田典子氏は、豊富な国際経験とIT・システム分野での高度な知見を有し、また企業経営を通じたダイバーシティの推進等において実績があります。同氏については、その経験と知見を活かし、当社社外取締役として、取締役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会及びガバナンス委員会の委員として取締役の指名、報酬及び当社親会社グループとの取引等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っていただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有当社株式数は、2025年6月30日現在のものであります。
3. 大竹口勝氏は、過去10年間において、当社の親会社である株式会社NTTドコモの子会社である株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの代表取締役社長でありました。
4. 石橋英城氏は、当社の親会社である株式会社NTTドコモの執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 マーケティングイノベーション部、カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当を兼務しております。また、同氏は、過去10年間において、株式会社NTTドコモのプロモーション部・戦略担当部長、マーケティングメディア部次長、ウォレットビジネス部次長、パートナービジネス推進部次長、マーケティングイノベーション部長、スマートライフカンパニー統括長であり、同社の子会社である株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの取締役でありました。
5. 当社は、石橋英城氏との間で、非業務執行取締役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当社は、原案どおり同氏が再任された場合、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 今井厚弘氏及び原田典子氏は、社外取締役候補者であります。
7. 今井厚弘氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定です。なお、当社と同氏の重要な兼職先との間には特別の利害関係はなく、当社は、当社が定める社外取締役独立性基準（17ページに記載しております。）に照らし、同氏は独立性を有すると判断します。
8. 当社は、原田典子氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、当社と同氏の重要な兼職先との間に特別の利害関係はなく、当社は、当社が定める社外取締役独立性基準（17ページに記載しております。）に照らし、同氏は独立性を有すると判断します。
9. 当社は、今井厚弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当社は、原案どおり同氏が再任された場合、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、原田典子氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）、及び現に損害賠償請求がなされていないが、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を填補することとしております。ただし、違法であること認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。仁司与志矢氏、檜垣歩氏、大竹口勝氏、竹内透氏、石橋英城氏及び今井厚弘氏は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれておりますが、原案どおり再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、原田典子氏は、原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は任期途中に同様の内容で更新する予定です。

ご参考 取締役候補者及び上席執行役員の専門性（スキル）・経験

		氏名	企業経営	事業戦略	財務・会計	人事・労務 人材戦略	グローバル	IT DX	ESG ダイバーシティ	法務・リスク マネジメント	R&D 事業開発
取締役		仁司与志矢		●		●	●		●		●
		檜垣 歩		●				●			●
		大竹口 勝		●			●				●
		竹内 透			●					●	
		石橋 英城		●					●		●
社外		今井 厚弘	●		●				●		
		原田 典子	●	●			●	●	●		●
監査等委員 である取締役		小田切 俊夫		●						●	
		永井 理		●		●		●			
		中島 肇			●	●				●	
社外		三山 裕三			●		●		●		
		鹿島 静夫			●		●			●	
上席 執行役員		村井 啓太		●				●			●
		酒井 和子		●		●		●	●		

(注) 「企業経営」の専門性（スキル）・経験は、社外取締役を対象としております。

ご参考 社外取締役独立性基準

当社は、社外取締役が、現在及び過去10年間において、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断する。

- ① 当社及び当社グループ会社の業務執行者
- ② 当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者（※1）若しくはその業務執行者、又は当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者（※2）若しくはその業務執行者
- ③ 当社及び当社グループ会社から役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ④ 当社の大株主（上位10位以内の大株主）の業務執行者
- ⑤ 当社及び当社グループの主要な借入先（借入先上位2行）の業務執行者

⑥ 前五項のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

- ※1 「当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者」とは、当社及び当社グループ会社から、その者の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを受けている者をいう。
- ※2 「当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者」とは、当社及び当社グループ会社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを行っている者をいう。
- ※3 「多額」とは、個人の場合は年間1千万円以上、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%以上をいう。

以上

1. 当社グループの現況 (2025年6月30日現在)

1 主な事業内容

マーケティング支援 (消費財・サービス)

一定数の消費者や店舗などから定期的にデータを収集・加工しお客様に調査データを提供するパネル調査や、独自に収集した各種データをもとに分析や解析等を行いお客様のマーケティング課題に応えるカスタムリサーチ、コミュニケーションサービスなどを展開しています

マーケティング支援 (ヘルスケア)

医療用医薬品向けでは医師・患者等を対象とした診療実態やプロモーション活動に関する調査、一般用医薬品向けでは小売店の販売データや購買履歴を活用したパネル調査、カスタムリサーチ等、ヘルスケアに係る幅広い調査分析サービスを提供しています

ビジネスインテリジェンス

システムの開発・運用、BPO、ソフトウェアの開発・販売、データセンター運用などを主たる業務としており、さらにシステムの構築・運用による業務プロセスの改善支援、データ評価、分析、コンサルテーション、人工知能(AI) 情報処理技術を見据えた研究開発も行っています

主なサービスの概要

パネル調査

統計学に基づいて設計されたモニター (消費者や店舗など) から情報を定期的に収集する仕組みを構築し、データベースとしてお客様に提供。1960年の創業から続くインテージグループのパネル調査は、度重なるリニューアルを重ね、現在も市場実態を正しく捉えるデータとして売上が拡大し続けています



全国小売店パネル調査 (SRI+)

スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、専門店など全国の主要小売店約6,000店舗の食品、飲料、日用雑貨品、一般用医薬品などさまざまなPOSデータを収集。各業界標準のインデックスとして圧倒的な強さを誇っています



全国消費者パネル調査 (SCI)

全国の15~79歳の男女70,000人の消費者から日々の買い物データを収集。購買行動を詳細に捉えた高品質なデータを基にインサイトを提供する日本最大の消費者パネルとして、消費者を起点としたブランドマーケティングや店頭マーケティングに活用されています

カスタムリサーチ

多様なマーケティング課題に合わせて最適な手法で行うオーダーメイド型の調査です。インテージグループはスマートフォンやSNSの普及といった環境変化の中で日々変わる調査需要に応え、メーカー、サービス業、官公庁などあらゆるお客様の課題解決を支援しています



オンライン調査



定性調査



非言語調査



オフライン調査

業界最大規模の
インターネット調査モニター
マイティモニター



マイティモニター
Purity, Quality, Utility, so we are MIGHTY!
マイティモニター
アクセスパネル※
305万人
(2025年7月現在)



マルチデバイス
モニター

「マイティモニター」は、マーケティングリサーチ業界で最大規模のインターネット調査モニターです。幅広い属性をカバーし市場反応性が高く、用途に合わせて多彩に利用できる万能さを兼ね備えています。

※ 過去1年間に1回以上回答、または属性を更新したモニター数

ITソリューション

お客様

医薬・健康情報・製造業・旅行・出版・消費財メーカー・サービス・広告代理店・卸・小売

ビジネスインテリジェンス

システムの開発・運用、BPO、データセンター運用、データ活用ビジネス



リサーチテクノロジー

インテージグループのマーケティングリサーチをITで支援。ビッグデータ集計・加工・データベースの部分を担う



データサイエンス

データのモデリング、データサイエンステクノロジーを使用した企業向けソリューション・研究・AI活用



情報システム

インテージグループ共通のITプラットフォームの企画・構築・導入・保守・運用。顧客向けITインフラの構築・運用・導入支援・監査



2 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されました。また、当社グループが事業を展開するアジア地域の景気は中国では足踏みが続きましたが、各国では回復の動きもみられました。一方で、米国の通商政策の影響による景気下振れリスクの高まりや、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響などが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、当社グループのお客様を取り巻く環境は注意が必要な状況にありました。

当社グループは、第14次中期経営計画のグループ基本方針である「Data + Technology企業としてのNew Portfolioへ - 新たな価値発揮の創出 -」の実現に向けて、2年目となる当連結会計年度において『Synergy&Optimization』を経営方針として掲げ『Synergy』をキーワードとした事業領域の拡大と『Optimization』をキーワードとしたグループ経営資源の最適化を推進しております。

当社は、2024年4月22日付「株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年7月1日付で株式会社NTTドコモ及び当社の合併会社である株式会社ドコモ・インサイトマーケティングを完全子会社といたしました。

当社の連結子会社である株式会社インテージヘルスケアは、2024年6月17日付「連結子会社による会社分割（新設分割）および新設会社株式の譲渡ならびに特別利益の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年9月2日付で同社が行うCRO事業をアルフレッサ ホールディングス株式会社に譲渡いたしました。

マーケティング支援（消費財・サービス）事業においては、国内では既存事業の伸長に加え、顧客への提供価値の向上、業務最適化の推進及びSCIの刷新等の投資を推進しております。また、株式会社NTTドコモと連携をした新規サービス・ソリューションの開発及び営業連携に注力しております。海外では国内・海外拠点間連携等による営業体制の強化を推進しております。

マーケティング支援（ヘルスケア）事業においては、ヘルスケアにおける意思決定パートナーの実現に向けて、リアルワールドデータなどを通じて得られる事実ベースのデータに医療消費者の意識や行動のデータを加えることで生活者の理解をより深めております。また、医療消費者視点の重要性から統合データベース（CrossFact）のバージョンアップなど医療リアルワールドデータの強化も継続して推進しております。

ビジネスインテリジェンス事業においては、データ統合基盤・活用ビジネスの拡大、業界共通課題を解決するソリューションサービスの開発、ビジネス変革を支援する既存顧客システムの刷新を重点課題として掲げ、事業成長を加速しております。

なお、特別利益において、上記のCRO事業の譲渡による事業譲渡益の他、政策保有株式の売却等による投資有価証券売却益を計上しております。また、特別損失においては、当社の連結子会社（INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合を含む）において発生した投資有価証券評価損等を計上しております。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高65,571百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益4,241百万円（同28.9%増）、経常利益4,131百万円（同16.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,505百万円（同42.7%増）となりました。

事業分野別の状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2023年度 第52期	2024年度 第53期	増減率
売上高	63,279	65,571	3.6%
マーケティング支援（消費財・サービス）	41,176	45,344	10.1%
マーケティング支援（ヘルスケア）	14,336	12,432	△13.3%
ビジネスインテリジェンス	7,766	7,794	0.4%
営業利益	3,289	4,241	28.9%
マーケティング支援（消費財・サービス）	1,160	1,435	23.7%
マーケティング支援（ヘルスケア）	1,698	2,133	25.7%
ビジネスインテリジェンス	431	672	55.8%
経常利益	3,543	4,131	16.6%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,456	3,505	42.7%

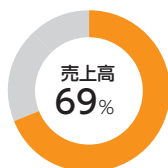
マーケティング支援（消費財・サービス）事業の連結業績は、売上高45,344百万円（前年同期比10.1%増）、営業利益1,435百万円（同23.7%増）の増収増益となりました。当事業では、パネル調査は前期水準で推移しました。カスタムリサーチ、株式会社インテージリサーチ及び株式会社リサーチ・アンド・イノベーションは着実な成長を遂げました。また、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングは増収に大きく寄与しております。海外事業は株式会社データスプリング等が好調に推移しました。投資活動は計画通り進捗し、新SCIへの移行が完了しました。利益面については、投資費用、人件費及び株式会社NTTドコモとのシナジー事業立ち上げによる先行費用の影響はあったものの、増収効果により増益となりました。

マーケティング支援（ヘルスケア）事業の連結業績は、売上高12,432百万円（前年同期比13.3%減）、営業利益2,133百万円（同25.7%増）の減収増益となりました。株式会社インテ

ージヘルスケアにおけるCRO事業の売却の影響で減収となりましたが、収益性は大幅に改善しています。当事業においては、株式会社インテージヘルスケアの主力であるリサーチ事業において、医療領域のカスタムリサーチ・パネル調査ともに、売上が前期を上回る水準で推移し、利益の向上に貢献いたしました。

ビジネスインテリジェンス事業の連結業績は、売上高7,794百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益672百万円（同55.8%増）となり、増収増益となりました。当事業では、株式会社インテージテクノスフィアにおいて、重点投資分野としたデータ統合基盤・活用ビジネスが堅調に推移したことに加え、既存顧客業界向けソリューションの売上が前期を上回る水準で推移しました。株式会社ビルドシステムについても、ローコード開発案件が好調で、前期を上回る水準で推移しました。利益面については、価格設定の見直し、委託費コントロールや業務効率化などによる収益性の改善に取り組んだ結果、増益となりました。

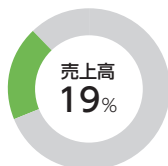
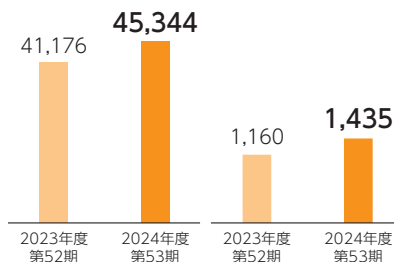
▶ 事業分野別の状況



マーケティング支援(消費財・サービス)事業

売上高 (百万円) | 営業利益 (百万円)
売上高 **453億 44**百万円 営業利益 **14億 35**百万円

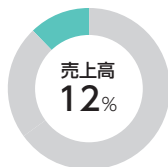
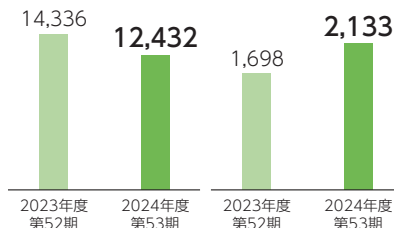
主力事業であるパネル調査は前期水準で推移しました。カスタムリサーチ、株式会社インテージリサーチ及び株式会社リサーチ・アンド・イノベーションは着実な成長を遂げました。また、株式会社ドコモ・インサイトマーケティングは増収に大きく寄与しております。海外事業は株式会社データスプリング等が好調に推移しました。投資活動は計画通り進捗し、新SCIへの移行が完了しました。利益面については、投資費用、人件費及び株式会社NTTドコモとのシナジー事業立ち上げによる先行費用の影響はあったものの、増収効果により増益となりました。



マーケティング支援(ヘルスケア)事業

売上高 (百万円) | 営業利益 (百万円)
売上高 **124億 32**百万円 営業利益 **21億 33**百万円

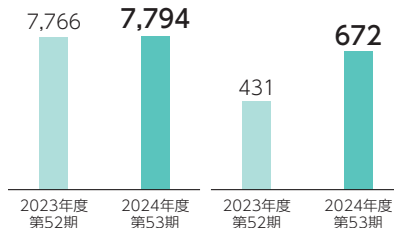
株式会社インテージヘルスケアにおけるCRO事業の売却の影響で減収となりましたが、収益性は大幅に改善しています。加えて、株式会社インテージヘルスケアの主力であるリサーチ事業において、医療領域のカスタムリサーチ・パネル調査ともに、売上が前期を上回る水準で推移し、利益の向上に貢献いたしました。



ビジネスインテリジェンス事業

売上高 (百万円) | 営業利益 (百万円)
売上高 **77億 94**百万円 営業利益 **6億 72**百万円

株式会社インテージテクノスフィアにおいて、重点投資分野としたデータ統合基盤・活用ビジネスが堅調に推移したことに加え、既存顧客業界向けソリューションの売上が前期を上回る水準で推移しました。株式会社ビルドシステムについても、ローコード開発案件が好調で前期を上回る水準で推移しました。利益面については、価格設定の見直し、委託費コントロールや業務効率化などによる収益性の改善に取り組んだ結果、増益となりました。



3 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、1,294百万円であります。その主なものは、各種ソフトウェアの開発及び購入1,080百万円であります。

4 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を図るため、コミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン設定金額は3,000百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

5 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2「事業の経過及び成果」に記載のとおり、当社の連結子会社である株式会社インテージヘルスケアは、2024年9月2日付で、同社が行うCRO事業を、新設分割により新設分割設立会社であるArkMS株式会社に承継させました。

6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2「事業の経過及び成果」に記載のとおり、当社は、2024年7月1日付で、株式会社NTTドコモから株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの株式の全て（同社が株式会社NTTドコモから取得した自己株式を除きます。）を取得しました。

また、2「事業の経過及び成果」に記載のとおり、当社の連結子会社である株式会社インテージヘルスケアは、2024年9月2日付で、5「事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況」に記載の新設分割に係る新設分割設立会社であるArkMS株式会社の株式の全てをアルフレッサホールディングス株式会社に譲渡しました。

9 対処すべき課題

当社グループは、第14次中期経営計画（3か年）の2年目となる当連結会計年度において、「Data+Technology企業としてのNewPortfolioへ-新たな価値発揮の創出-」をグループ基本方針として掲げ、人口減少・高齢化社会、そして、デジタル社会の進展を機会と捉え、社会的ロスをなくし、便利で豊かな社会の実現に向けてマーケティングインテリジェンス（以下「MI」といいます。）、ビジネスインテリジェンス（以下「BI」といいます。）の単体機能提供からMIとBIを融合させたサービスを提供する企業=Data+Technology企業として、新たな価値発揮を創出してまいりました。

当社グループのお客様にとっては、米国の通商政策の影響による景気下振れリスクの高まりや、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響などが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、お客様を取り巻く事業環境は注意が必要な状況にあります。

近年の社会情勢の大きな変化の影響により、生活者の意識、価値観、ライフスタイル、購買行動などが大きく変化するとともに、新しいテクノロジー活用による創造と破壊のサイクルがより短期化することで、社会や産業構造の変革が加速しており、様々な社会課題が浮き彫りになっております。また、国内における少子高齢化、人口減少、労働人口の減少など長期的な変化も顕在化しつつあります。

今後も社会情勢の大きな変化やテクノロジーの大きな進化は恒常的に起こり、お客様の取り巻く事業環境は絶え間なく変化し続けると当社グループは認識しております。そのような状況の中でも当社グループの持続的な成長を目指すため、2030年の展望を定め、長期的な視点を持って、社会的ロスがない便利で豊かな社会の実現に貢献できる企業として、社会に必要とされる企業を目指してまいります。

こうした状況の中、当社グループでは「基幹事業」と「成長事業」を明確にした事業運営にシフトするとともに、グループ総合力を高めるための組織・機能の統廃合を含めた最適フォーメーションへのシフトを推進することで、分散から統合を促し経営資源を最適配分しやすい組織構築と中長期的な成長が見込まれる事業への資源配分を進めてまいります。また、当社グループの中長期的な成長戦略の一環として、株式会社NTTドコモとのシナジーの実現及びセールス連携、データ連携を引き続き推進してまいります。この取り組みによって当社グループが長年培ってきた「データの収集」「データの価値化」「データ活用の仕組化」のケイパビリティを加速度的に高めるとともに、既存のマーケティング支援事業以外の領域への拡張を図り、2030年の展望を見据えた新しい価値発揮の創出を目指してまいります。

マーケティング支援（消費財・サービス）事業においては、国内は既存事業の伸長並びに株式会社NTTドコモ及び株式会社ドコモ・インサイトマーケティングとの取り組みによる事業ドメイン拡張を目指してまいります。海外は安定的な黒字化の体制構築、オンラインシフトの強化をするとともに、アジアを拠点としたグローバルビジネス展開を進捗してまいります。

マーケティング支援（ヘルスケア）事業においては、ヘルスケアにおける意思決定パートナーの集団を目指すべく、お客様の業務支援から課題解決支援を重点的に取り組むことで、より付加

価値の高い価値提供を推進してまいります。

ビジネスインテリジェンス事業においては、10年先も選ばれ続けるDXパートナーになることを目指すべく、お客様のDX領域の支援を重点的に取り組むことで事業成長するとともに、テクノロジーホルダーなどとの連携によりデータ統合基盤、データ利活用の支援領域をひろげることを目指してまいります。

当社グループ全体としては、安定的な財務基盤に基づく資本政策の強化、グループ間連携のビジネス創出、人的資本を始めとした非財務資本の増加のための施策実施、及びサステナビリティの強化を図ってまいります。

資本の最適な分配については以下のように分類しております。成長戦略に基づく投資活動を「基盤投資」と「戦略投資」と定義し、新たな価値創出発揮の創出を推進いたします。

- (i) 株主還元
 - 配当性向50%以上、累進的配当政策、機動的な自己株式取得
- (ii) 戦略投資
 - ドメイン拡張、新事業と収益基盤の確立
- (iii) 基盤投資
 - 国内No.1の堅持、生産性向上、顧客満足度向上など

あわせて、資本市場との良好な関係を築くべくESG投資において重要視されるコーポレートガバナンス推進やセキュリティ遵守を徹底するとともに、SDGsへの取り組みとして、データ活用環境の保全に努め、お客様の視点と生活者の視点をつなぐデータ活用価値の不断の向上によって、健やかで持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

引き続き、コーポレートアイデンティティ「THE INTAGE GROUP WAY」を経営のよりどころとし、グループのコアコンピタンスである「情報力」を武器に、お客様と生活者をつなぐ架け橋となり、豊かで可能性の広がる社会を創造する企業として、当社グループが持続的に成長・発展するために、更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指しております。

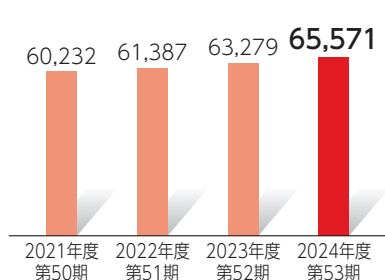
株主の皆様には引き続き、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

10 財産及び損益の状況

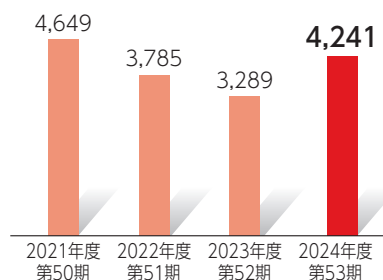
区 分	第50期	第51期	第52期	第53期
	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期	当連結会計年度 2025年6月期
売上高 (百万円)	60,232	61,387	63,279	65,571
営業利益 (百万円)	4,649	3,785	3,289	4,241
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,418	3,505	2,456	3,505
1株当たり当期純利益 (円)	86.31	91.21	64.47	91.83
総資産 (百万円)	45,633	44,391	45,318	46,922
純資産 (百万円)	30,823	31,004	32,439	33,321
1株当たり純資産額 (円)	776.32	808.17	844.73	867.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)により計算しております。
 2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

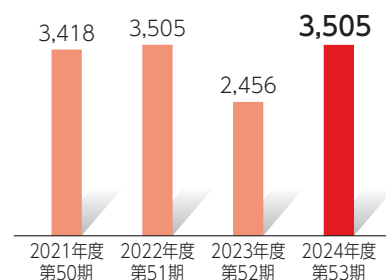
売上高 (百万円)



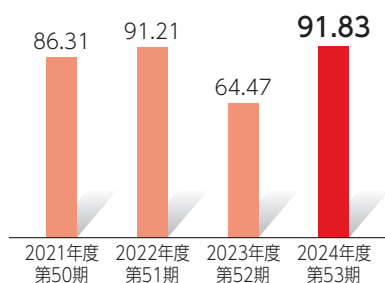
営業利益 (百万円)



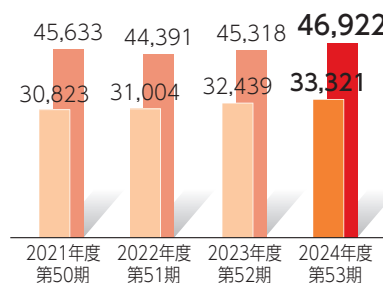
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



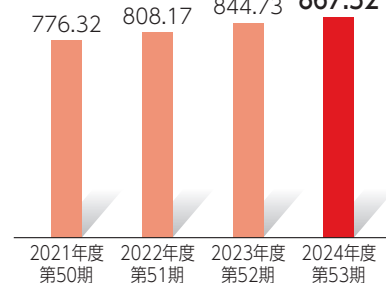
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円) 純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)



11 重要な親会社及び子会社の状況（2025年6月30日現在）

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は日本電信電話株式会社及びその子会社である株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）であり、NTTドコモは当社の株式を19,622,021株（議決権比率51.03%）保有しております。なお、当社は、NTTドコモ及びそのグループ会社において、主にマーケティング支援（消費財・サービス）事業、マーケティング支援（ヘルスケア）事業、ビジネスインテリジェンス（システム開発・運用、BPOなど）事業を営む企業として、自ら経営責任を持ち事業経営を行っています。

当社は、NTTドコモとの間で、グループ経営運営に関する基本契約を締結しています。また、当社は、日本電信電話株式会社及びそのグループ会社（以下、総称して「NTTグループ」といいます。）との間で締結する重要な契約については、独立社外取締役により構成されるガバナンス委員会による審査を行ったうえで、意思決定を行います。特に重要な契約については取締役会での承認を必須とし、NTTグループから独立した意思決定の確保を図っています。

当事業年度における親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

当社は2024年7月1日付で、NTTドコモから株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの株式を取得し、同社を完全子会社としました（以下「本件取引」といいます。）。

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、当社の独立社外取締役5名（今井厚弘氏、渡邊温子氏、中島肇氏、三山裕三氏、鹿島静夫氏）を委員とするガバナンス委員会に、当社取締役会における本件取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを諮問し、同委員会から、当社取締役会における本件取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申書を取得しました。そのほか、公正性担保措置及び利益相反回避措置として、ガバナンス委員会による交渉への実質的な関与、当社による独立した法務アドバイザーからの助言の取得、当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、当社における独立した社内検討体制の構築、当社における利害関係を有しない取締役全員の承認といった措置を講じました。

ロ. 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

上記イのとおり、本件取引に当たっては、当社は、ガバナンス委員会からの答申書の取得等の公正性担保措置及び利益相反回避措置を講じており、特に当該答申書では、本件取引は、当社の企業価値の向上を実現し、当社の少数株主の利益に資するものと認め

られること、本件取引の取引条件の妥当性は確保されていると考えられること、当社取締役会における本件取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断したこと等が述べられており、当社取締役会は、これらも踏まえて、本件取引について決議を行ったものであることから、本件取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社出資比率	主要な事業内容
株式会社インテージ	450百万円	100.0%	マーケティング支援 (消費財・サービス)
株式会社インテージヘルスケア	145百万円	100.0%	マーケティング支援 (ヘルスケア)
株式会社インテージテクノスフィア	100百万円	100.0%	ビジネスインテリジェンス

12 政策保有株式の保有に関する方針

政策保有株式の保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式について、当該上場会社と当社グループとの事業上の関係を総合勘案したうえで、当該上場会社との良好な協業関係の構築、維持及び強化を図る等の観点から合理的な必要性が認められる場合に限り、政策保有株式として保有し、その保有の意義が不十分である上場投資株式については、縮減又は売却する方針としています。

13 政策保有株式の合理性の検証

政策保有株式の保有による便益を指数化し、資本コストと比較したうえで、取締役会にて銘柄ごとの保有意義等を検証しております。

14 政策保有株式に係る議決権行使の方針

政策保有株式の議決権行使にあたっては、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、原則として全ての議案を個別に精査し、必要と認められる場合には政策保有先と対話の機会を設けるとともにその妥当性を総合勘案したうえで、賛否を決定しています。特に、政策保有先の業績の著しい悪化が一定期間継続している場合、政策保有先において重大な不祥事があった場合、並びに政策保有先の中長期的な企業価値又は株主共同の利益を毀損する可能性のある議案が提案されている場合には、議案の賛否の判断を慎重に行っています。

2. 株式の状況（2025年6月30日現在）

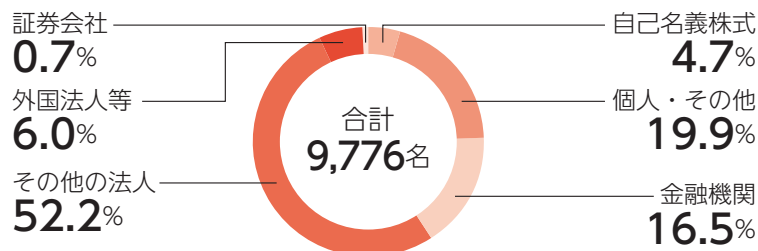
- ① 発行可能株式総数 148,000,000株
- ② 発行済株式の総数 40,426,000株
- ③ 株主数 9,776名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 N T T ド コ モ	19,622,021	51.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,166,800	5.6
インテールグループ従業員持株会	1,628,761	4.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,120,000	2.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	887,514	2.3
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	757,500	2.0
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ口 再信託受託者 株式会社日本カスタディ銀行	666,500	1.7
豊 栄 実 業 株 式 会 社	601,900	1.6
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	479,700	1.2
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	425,600	1.1

(注) 持株比率は自己株式（1,914,006株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者 数 (名)
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	14,900	1



3. 会社役員の状況 (2025年6月30日現在)

① 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	仁 司 与志矢	
取 締 役	檜 垣 歩	マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当 株式会社インテージ 代表取締役社長
取 締 役	大竹口 勝	経営企画担当、未来創造担当、関係会社担当
取 締 役	竹 内 透	CFO、経営管理担当
取 締 役	石 橋 英 城	株式会社NTTドコモ 執行役員 コンシューマサービスカンパニー統括長 マーケティングイノベーション部、カスタマーサクセス部、ヘルスケアサービス部担当
取 締 役 社外取締役 独立役員	今 井 厚 弘	株式会社フージャースホールディングス 取締役常勤監査等委員
取 締 役 社外取締役 独立役員	渡 邊 温 子	
取 締 役 (常勤監査等委員)	小田切 俊 夫	株式会社インテージ 監査役 株式会社インテージヘルスケア 監査役 株式会社インテージテクノスフィア 監査役
取 締 役 (監査等委員)	永 井 理	株式会社NTTドコモ コンシューマサービスカンパニー マーケティングイノベーション部アライアンス担当部長
取 締 役 (監査等委員) 社外取締役 独立役員	中 島 肇	弁護士 桐蔭横浜大学法学部客員教授
取 締 役 (監査等委員) 社外取締役 独立役員	三 山 裕 三	弁護士
取 締 役 (監査等委員) 社外取締役 独立役員	鹿 島 静 夫	公認会計士 税理士

- (注) 1. 今井厚弘氏、渡邊温子氏、中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 中島肇氏及び三山裕三氏は、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 鹿島静夫氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査の実効性を確保するため小田切俊夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の変更は次のとおりであります。
- ・ 渡邊温子氏は、2024年7月31日付で、株式会社HanaVaxの社外監査役を退任しております。
 - ・ 石塚純晃氏は、2024年9月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - ・ 永井理氏は、他の監査等委員である取締役と任期を揃えるため、2024年9月26日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を一旦辞任により退任し、当該株主総会において、再び監査等委員である取締役に選任され、同日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。
 - ・ 三山裕三氏は、2024年9月27日付で、あい ホールディングス株式会社の社外取締役を退任しております。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の変更は次のとおりであります。
- ・ 仁司与志矢氏は、当事業年度末日後の2025年7月1日付で当社子会社である株式会社インテージの代表取締役に就任いたしました。
 - ・ 檜垣歩氏の担当は、当事業年度末日後の2025年7月1日付で「マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当」から「マーケティング支援（消費財・サービス）国内・海外事業担当、未来創造担当」に変更となっております。また、同氏の重要な兼職の状況は、同日付で当社子会社である株式会社インテージの「代表取締役社長」から同社の「取締役社長」に変更となっております。
 - ・ 大竹口勝氏の担当は、当事業年度末日後の2025年7月1日付で「経営企画担当、未来創造担当、関係会社担当」から「経営企画担当、関係会社担当」に変更となっております。また、同氏は、同日付で当社子会社である株式会社インテージの取締役に就任いたしました。
 - ・ 竹内透氏は、当事業年度末日後の2025年7月1日付で当社子会社である株式会社インテージ・アソシエイツの代表取締役に就任いたしました。

7. 2025年7月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
上 席 執 行 役 員	村 井 啓 太	マーケティング支援（ヘルスケア）事業担当 株式会社インテージヘルスケア 取締役社長（代表取締役） 株式会社協和企画 代表取締役社長 株式会社インテージリアルワールド 取締役
上 席 執 行 役 員	酒 井 和 子	CIO ビジネスインテリジェンス事業担当 株式会社インテージテクノスフィア 取締役社長（代表取締役）
執 行 役 員	松 村 洋 平	シナジー推進担当 株式会社インテージ 取締役
執 行 役 員	明 石 茂 樹	株式会社インテージテクノスフィア 取締役
執 行 役 員	伊 丹 亨	株式会社インテージ 取締役 株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 代表取締役社長
執 行 役 員	佐 藤 暢 章	株式会社インテージヘルスケア 取締役 株式会社インテージリアルワールド 代表取締役社長
執 行 役 員	秦 一 雄	株式会社インテージテクノスフィア 取締役 株式会社ビルドシステム 代表取締役社長
執 行 役 員	高 橋 直 武	株式会社インテージ 取締役 株式会社協和企画 取締役
執 行 役 員	高 山 佳 子	株式会社インテージ 取締役 株式会社リサーチ・アンド・イノベーション 取締役
執 行 役 員	長 崎 貴 裕	IT・DX戦略統括室長 株式会社インテージテクノスフィア 取締役
執 行 役 員	前 田 茂 昭	株式会社インテージヘルスケア 取締役 株式会社プラメド 代表取締役社長
執 行 役 員	松 浦 正 純	経営企画部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、並びに非業務執行取締役石橋英城氏及び監査等委員である取締役永井理氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ. 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び執行役員、並びに当社の国内子会社の全ての取締役、監査役及び執行役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、及び現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用を補償対象としています。

ただし、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、次に起因する損害及び費用を補償対象外としております。

- ・ 役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと
- ・ 役員の犯罪行為、又は役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ・ 役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたこと
- ・ 役員が行ったインサイダー取引
- ・ 違法な利益の供与

保険料は、全額当社が負担しております。

④ 当社取締役の報酬等の決定に関する方針の概要

イ. 当社は、2022年8月20日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」を決議しており、その内容は次のとおりです（「コーポレートガバナンスに関する基本方針」より転載）。

（取締役の報酬等）

第23条 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の報酬等については、以下の「金銭報酬」及び「株式報酬」で構成する。

（1）金銭報酬

株主総会決議に基づく報酬枠の範囲内において、以下の金銭報酬を支給する。

①「基本報酬」

各取締役の役位、役割・責務等に応じて決定する。

②「業績連動金銭報酬」

前年度の連結営業利益を指標とした基準額に、役位に応じた所定の係数を乗じた額と、役割実績に応じた個人別査定額を合計して算出する。

（2）株式報酬

株主総会の決議に基づき導入した株式報酬制度として、以下の株式報酬を支給する。

①「業績連動型株式報酬」

取締役の役位及び業績目標の達成度に応じたポイントを付与し、原則として退任時に信託を通じて、累積ポイント数に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給する。

②「譲渡制限付株式報酬」

取締役の役位に応じて、一定期間の譲渡が制限された当社株式を支給する。

- 2 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の報酬等の額、支給時期、配分等の具体的内容については、株主総会決議に従い、担当取締役が支給原案を作成し、「基本報酬」、「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」については、取締役会の委任に基づき、代表取締役社長、監査等委員である取締役及び独立社外取締役を構成員とし、かつ過半数の構成員を独立社外取締役として別途設置する報酬に関する委員会（本条において以下「報酬委員会」という。）にて決定する。また、「譲渡制限付株式報酬」については報酬委員会での審議を経て取締役会において決定する。
- 3 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）の各報酬の割合は、役位・

職責、業績、目標達成度等を総合的に勘案するほか、株主との価値共有や持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合及び金銭報酬と株式報酬との割合を適切に設定する。

- 4 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、その額、支給時期、配分等の具体的内容については、株主総会で定めた報酬枠の範囲内で、社外取締役（監査等委員である者を除く。）については取締役会の委任に基づき報酬委員会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定する。

ロ. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「基本報酬」、「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」については、報酬委員会が上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで決定を行っており、また、「譲渡制限付株式報酬」については、当該検討を含む報酬委員会での審議を経て取締役会において決定を行っているため、取締役会としては、当該決定が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額300百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額80百万円以内とする決議をしております。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（監査等委員を除く）が4名、取締役（監査等委員）が4名です。

また、上記報酬限度額とは別枠で2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定について決議しており、そこでは、制度の内容を、当社が信託に対して金員を拠出し、当該信託が当該金員を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて業績達成度等に応じて当社グループの取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付するインセンティブ制度とすること、対象期間を2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度までの5事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間とすること、対象者を当社及び当社グループ会社の取締役（うち、当社においては社外取締役、監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（従業員である執行役員を除く）とすること、対象期間毎に株式取得のために当社が拠出する金銭の上限額を480百万円とすること、対象期間毎に当

社グループの取締役等に付与するポイント数の上限を400,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株とする。）以内とすることなどを決議しております。当該定時株主総会終結時点の上記定めに係る取締役及び執行役員員の員数はグループ全体では29名であり、当社では取締役が5名、執行役員が1名です。

加えて、2022年9月28日開催の第50回定時株主総会において、上記の年額300百万円の報酬枠の範囲内にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議しており、そこでは、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の年額300百万円の報酬枠の内枠として、年額90百万円以内とすること、当該取締役が当該金銭債権を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内とすること、原則として当社の取締役会が予め定める当社又は当社の子会社の役職員の地位を退任又は退職した直後の時点までの間は譲渡制限を課すことなどを決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は6名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

株主総会の決議の範囲内での当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等（譲渡制限付株式報酬は除く）の決定については、当社全体の業績等を踏まえ社内で取り纏めた各取締役の目標達成度等の評価に対し、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、代表取締役社長である仁司与志矢氏、常勤の監査等委員である取締役である小田切俊夫氏、監査等委員である取締役である永井理氏、独立社外取締役である今井厚弘氏及び渡邊温子氏、並びに独立社外取締役・監査等委員である取締役である中島肇氏、三山裕三氏及び鹿島静夫氏を構成員とする報酬委員会に委任し、同委員会において決定しております。

⑦ 非金銭報酬等に関する事項

＜業績連動型株式報酬＞

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付する業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度においては、当社が信託に対して金員を拠出したうえで、当該信託が当該金員を原資として当社株式を取得し、対象者に付与されたポイント数に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行います。なお、当事業年度中に当該制度に基づき、当該信託から当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）1名に対し当社普通株式14,900株を交付しました。

また、本制度の概要は、次のとおりです。

イ. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当社及び当社グループ会社の取締役（うち、当社においては社外取締役、監査等委員である取締役を除く） ・当社及び当社グループ会社の執行役員（従業員である執行役員を除く）
ロ. 対象期間	2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間
ハ. ロの対象期間において当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	各対象期間あたり480百万円
ニ. ロの対象期間においてイの対象者に付与するポイント総数の上限	各対象期間あたり400,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株）
ホ. ポイント付与基準	各対象者の年間付与ポイント＝役員別基本ポイント（注1）×業績連動係数（注2） （注1） 所属会社及び役位に基づき600～2,000ポイントの間で決定 （注2） 連結ベースの予想営業利益に対する達成率により0～1.5の範囲で決定
ヘ. イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として当社及び当社グループの取締役及び執行役員からの退任時

＜譲渡制限付株式報酬＞

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式

報酬制度を導入しております。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、取締役（監査等委員を除く）の年額300百万円の報酬枠の内枠として、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とし、対象取締役が当該金銭債権を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内としております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会での審議を経て取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式については、原則として、対象取締役が当社の取締役会が予め定める当社又は当社の子会社の役職員の地位を退任又は退職した直後の時点までの間（譲渡制限期間）は譲渡制限を課しております。対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（役務提供期間）の満了前に、当該地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、対象の譲渡制限付株式を当然に無償で取得することとしております。また、原則として、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当該地位にあったことを条件として、対象の譲渡制限付株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。

なお、当事業年度中においては、当該制度に基づく新たな株式の交付は行っておりません（⑧「取締役の報酬等の額」の表においては、2023年11月17日に払込手続が完了した譲渡制限付株式報酬の一部が、当事業年度中に係る報酬等として、同表の「譲渡制限付株式報酬」に含まれております。）。

⑧ 取締役の報酬等の額

役員区分	支給人数	報酬等の種類別の額				報酬等の総額
		金銭報酬		株式報酬		
		基本報酬	業績連動金銭報酬	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （2名）	50百万円 （14百万円）	101百万円	3百万円	14百万円	169百万円 （14百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （3名）	40百万円 （21百万円）	—	—	—	40百万円 （21百万円）
合 計	13名	91百万円	101百万円	3百万円	14百万円	210百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬枠とは別枠で、2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、インセンティブ報酬として取締役等に対する業績連動型株式報酬制度を一部改定のうえ継続しており、その概要は39～40ページの⑦に記載のとおりです。
4. 2022年9月28日開催の第50回定時株主総会において、上記の年額300百万円の報酬枠の範囲内にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議しており、その概要は39～40ページの⑦に記載のとおりです。
5. 「業績連動金銭報酬」は前年度の連結営業利益を指標とした基準額に、役位に応じた所定の係数を乗じた額と、役割実績に応じた個人別査定額を合計して算出しております。また、「業績連動型株式報酬」は、39～40ページの⑦に記載のとおり、所属会社及び役位に基づき決定される役員別基本ポイントに、連結ベースの予想営業利益に対する達成率に基づき決定される業績連動係数を乗ずることで、年間付与ポイントを算出しております。「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」において指標とする連結営業利益の実績は、27ページの10「財産及び損益の状況」に記載のとおりです。なお、「業績連動金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」において、連結営業利益を指標として選定した理由は、当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、各事業年度の業績目標の達成に関し取締役の意欲向上に資すると判断したためです。

⑨ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である今井厚弘氏は、株式会社フージャースホールディングス取締役常勤監査等委員を兼職しております。当社と当該兼職先の間には特別の利害関係はありません。

社外取締役である渡邊温子氏は、2024年7月31日まで株式会社HanaVax社外監査役を兼職しておりました。当社と当該兼職先の間には特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である中島肇氏は、桐蔭横浜大学法学部客員教授を兼職しております。当社と当該兼職先の間には特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である三山裕三氏は、2024年9月27日まであいホールディングス株式会社社外取締役を兼職しておりました。当社と当該兼職先の間には特別の利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	今 井 厚 弘	取締役会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (5回/5回) ガバナンス委員会 100% (3回/3回)	財務戦略、リスク管理、コーポレートガバナンス等の経験と知見に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献しており、更には、ガバナンス委員会の委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	渡 邊 温 子	取締役会 78% (14回/18回) 指名・報酬委員会 100% (5回/5回) ガバナンス委員会 100% (3回/3回)	企業経営の経験及びグローバル企業でのマネジメントに関する経験と知見に基づき意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献し、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	中 島 肇	取締役会 100% (18回/18回) 監査等委員会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (5回/5回) ガバナンス委員会 100% (3回/3回)	弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能への貢献において主導的な役割を果たしており、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	三 山 裕 三	取締役会 100% (18回/18回) 監査等委員会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (5回/5回) ガバナンス委員会 100% (3回/3回)	弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献し、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。
取締役 (監査等委員)	鹿 島 静 夫	取締役会 100% (18回/18回) 監査等委員会 100% (18回/18回) 指名・報酬委員会 100% (5回/5回) ガバナンス委員会 100% (3回/3回)	公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適法性を確保するための助言・提言を行っております。監査等委員会においても、業務の適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役候補者の選定、取締役報酬の決定の過程における監督機能に貢献し、更には、ガバナンス委員会の委員として審議に参画しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第53期 (2025年6月30日現在)	科目	第53期 (2025年6月30日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	30,533,345	流動負債	12,567,135
現金及び預金	15,269,232	買掛金	2,703,933
受取手形	427,464	1年内返済予定の長期借入金	100,000
売掛金	9,534,674	リース債務	120,687
契約資産	68,717	未払法人税等	1,231,767
商品	21,923	契約負債	1,060,917
仕掛品	1,773,681	賞与引当金	2,315,670
貯蔵品	79,753	ポイント引当金	2,275,174
その他	3,365,794	その他	2,758,984
貸倒引当金	△7,895	固定負債	1,034,470
固定資産	16,389,313	リース債務	118,887
有形固定資産	3,900,989	株式給付引当金	132,864
建物及び構築物	1,326,190	退職給付に係る負債	294,355
器具備品	368,727	資産除去債務	397,222
土地	1,998,156	その他	91,139
リース資産	207,915	負債合計	13,601,605
無形固定資産	5,742,224	純資産の部	
のれん	2,568,963	株主資本	32,801,428
その他	3,173,261	資本金	2,378,706
投資その他の資産	6,746,098	資本剰余金	1,796,274
投資有価証券	2,561,762	利益剰余金	31,961,063
繰延税金資産	1,477,774	自己株式	△3,334,616
退職給付に係る資産	1,111,165	その他の包括利益累計額	327,485
その他	1,879,095	その他有価証券評価差額金	△12,747
貸倒引当金	△283,698	為替換算調整勘定	700,872
資産合計	46,922,658	退職給付に係る調整累計額	△360,639
		非支配株主持分	192,139
		純資産合計	33,321,053
		負債・純資産合計	46,922,658

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目		第53期 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
売上			65,571,087
売上	上原高		41,062,677
販売	上原高		24,508,410
販売	費及び一般管理		20,267,239
営業	業外		4,241,171
営業	業外		
受取	取配	利息	25,704
受取	取配	当金	25,541
持分	法に	る投資	4,039
受取	取保	金及び	28,240
貸倒	引当	戻入	40,313
保	険解	約返	18,870
そ	の	戻金	35,075
営業	業外		177,784
営業	業外		
支	資	利	7,810
支	資	用	76,518
支	資	損	7,231
固	定	除	26,874
為	替	却	160,685
そ	の	差	8,817
経	常		287,938
特	別		4,131,017
特	別		
投資	有価	証券	355,603
事	業	譲	1,472,509
特	別		1,828,113
特	別		
投資	有価	証券	680,219
そ	の	評	20,000
税金	等		700,219
法人	税		5,258,912
法人	税		1,568,557
当	期		189,249
非	支配		3,501,105
親	株主		△3,954
親	株主		3,505,060

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第53期 (2025年6月30日現在)	科 目	第53期 (2025年6月30日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	4,023,298	流動負債	7,158,715
現金及び預金	3,256,428	関係会社短期借入金	6,442,000
貯蔵品	416	1年内返済予定の長期借入金	100,000
前払費用	86,919	リース債務	2,810
関係会社短期貸付金	169,301	未払金	294,995
未収入金	513,173	未払費用	11,002
その他	36,159	未払法人税等	198,540
貸倒引当金	△39,101	預り金	8,368
固定資産	20,670,423	賞与引当金	59,969
有形固定資産	2,887,425	その他	41,028
建物	812,562	固定負債	1,056,555
構築物	2,126	リース債務	25,127
器具備品	50,080	株式給付引当金	38,648
土地	1,998,156	資産除去債務	339,700
リース資産	24,500	その他	653,078
無形固定資産	109,224	負債合計	8,215,270
地上権	39,832	純資産の部	
ソフトウェア	43,506	株主資本	16,287,087
その他	25,885	資本金	2,378,706
投資その他の資産	17,673,773	資本剰余金	2,045,485
投資有価証券	1,155,101	資本準備金	2,033,994
関係会社株式	10,743,216	その他資本剰余金	11,490
その他の関係会社有価証券	1,448,569	利益剰余金	15,197,512
関係会社出資金	350,275	利益準備金	40,100
長期貸付金	278,444	その他利益剰余金	15,157,412
関係会社長期貸付金	1,693,860	別途積立金	8,000,000
繰延税金資産	1,589,565	繰越利益剰余金	7,157,412
前払年金費用	143,346	自己株式	△3,334,616
その他	612,937	評価・換算差額等	191,364
貸倒引当金	△341,544	その他有価証券評価差額金	191,364
資産合計	24,693,721	純資産合計	16,478,451
		負債・純資産合計	24,693,721

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目		第53期 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
営業	収益		4,196,184
営業	費用		2,414,717
営業	利益		1,781,467
営業	外収益		
受取	利息	50,937	
受取	配当	19,547	
貸倒引当金戻入	額	107,660	
その他		4,276	182,421
営業	外費用		
支払	利息	69,355	
投資事業組合運用	損	249,784	
為替	差	67,751	
その他		7,945	394,836
経常	利益		1,569,052
税引前	当期純利益		1,569,052
法人税、住民税及び事業税		148,591	
法人税等調整額		11,146	159,738
当期	純利益		1,409,314

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月22日

株式会社インテージホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井上 喬

公認会計士 坂本 大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インテージホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断

による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月22日

株式会社インテージホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井上 喬

公認会計士 坂本 大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテージホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、内部監査部門と共に、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③常勤監査等委員、会計監査人、内部統制システムを担当する内部統制部門長及び内部監査を担当する内部監査部門長が出席する会議を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告・協議を行い、三様監査全体としての実効性向上・監査環境の整備に努めました。
- ④事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

株式会社インテージホールディングス 監査等委員会

監査等委員 小田切 俊夫 ㊟

監査等委員 永 井 理 ㊟

監査等委員 中 島 肇 ㊟

監査等委員 三 山 裕 三 ㊟

監査等委員 鹿 島 静 夫 ㊟

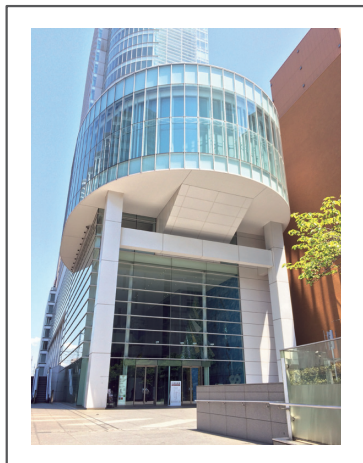
(注) 監査等委員中島肇、三山裕三及び鹿島静夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

▶ 株主総会会場ご案内図

会場

〒101-0022
 東京都千代田区神田練堀町3番地
 富士ソフトアキバプラザ
 5階 アキバホール



交通

JR線秋葉原駅

..... 中央改札口 徒歩2分

東京メトロ銀座線末広町駅

..... 1番・3番出口 徒歩5分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅

..... 2番出口 徒歩3分

つくばエクスプレス線秋葉原駅

..... A3出口 徒歩1分

当日ご出席されない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。株主総会終了後の株主懇談会の実施は予定しておりません。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社インテージホールディングス

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
 Tel. 03-5294-7411



電子提供措置の開始日2025年9月3日

株主各位

第53回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告	
当社グループの主要な拠点	58頁
従業員の状況	59頁
主要な借入先の状況	60頁
その他当社グループの現況に関する重要な事項	61頁
新株予約権等に関する事項	62頁
会計監査人の状況	63頁
業務の適正を確保するための体制	65頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	72頁
会社の支配に関する基本方針	73頁
連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	74頁
連結注記表	75頁
計算書類	
株主資本等変動計算書	98頁
個別注記表	99頁

株式会社インテージホールディングス

当社グループの主要な拠点

①当社

事業所名	所在地
本社	東京都（千代田区）

②子会社等

地域	所在地
国内	東京都（千代田区、港区、豊島区、西東京市、東久留米市） 北海道（札幌市） 大阪府（大阪市） 長野県（長野市） 京都府（京都市）
海外	中華人民共和国（上海市、広州市） 大韓民国（ソウル特別市） タイ王国（バンコク市） ベトナム社会主義共和国（ホーチミン市） インド共和国（デリー市） シンガポール共和国（シンガポール市） インドネシア共和国（ジャカルタ市） フィリピン共和国（マニラ首都圏ケソン市） アメリカ合衆国（カリフォルニア州）

従業員の状況

① 当社グループの使用人数

事業分野	使用人数
マーケティング支援（消費財・サービス）	2,066名
マーケティング支援（ヘルスケア）	405名
ビジネスインテリジェンス	649名
全社（共通）	189名
計	3,309名

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員の人数は含んでおりません。
2. 全社（共通）には、総務、人事、経理等の管理部門の使用人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
71名	△9

主要な借入先の状況

借入先	借入残高
日本生命保険相互会社	100百万円

その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況（2025年6月30日現在）

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 2024年9月26日開催の第52回定時株主総会において、新たに有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査人として選任され、同日付で当社の会計監査人に就任し、当社の会計監査人であったPwC Japan有限責任監査法人は当該株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額 (有限責任 あずさ 監査法人)
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	72百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

- (注) 1. 上表の報酬等以外に、当事業年度において、前任会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人に対して、会計監査人交代に伴う引継関連業務の報酬2百万円を支払っております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含んでおります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

また、当社と当社の会計監査人であったPwC Japan有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結

しておりました。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としておりました。

以上の事業報告に表示をすべき事項に係る情報の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

業務の適正を確保するための体制（2025年6月30日現在）

当社は、2009年10月1日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、2016年6月17日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い一部改定しております。その概要は以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社及び当社グループでは、以下の「THE INTAGE GROUP WAY」を経営の拠り所としています。

<THE INTAGE GROUP WAY>

【グループビジョン】

知る、つなぐ、未来を拓く

Know today, Power tomorrow

お客様と生活者をつなぐ架け橋として、豊かで可能性の広がる社会を創造する

【行動指針】

1. 最適を探求せよ！ 常に、相手にとっての最適を考え抜け。
2. 品質にこだわれ！ 期待を超える品質を追求し、適切な利益を実現せよ。
3. 責任を全うせよ！ 仕事に情熱を持ち、自分の責任としてやり遂げよ。
4. 変化に柔軟であれ！ 多様な価値観を受け入れ、変化に対応せよ。
5. 挑戦を楽しめ！ 前例にとらわれず、新たな挑戦をし続けよ。

また、当社では「THE INTAGE GROUP WAY」の土台とも言うべきものとして、法令や良識に従い事業を進めるという当社グループの姿勢を広く社会に宣言するものとして、以下の「インテージグループ企業倫理憲章」を定めています。

【インテージグループ企業倫理憲章】

- ・私たちは、法令の遵守はもとより高い倫理観をもって自らを律し、良識ある行動をします。
- ・私たちは、お客様の事業を総合的に支援し、事業の成功に貢献することによってその先の生活者を豊かにし、社会の公正な発展に寄与することを企業理念として行動します。

- ・私たちは、ステークホルダーズに適時適切に情報を開示し、信頼され満足していただけるよう誠実に事業活動を行います。
- ・私たちは、事業活動において公正で自由な競争を行います。
- ・私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは組織として対決します。
- ・私たちは、情報セキュリティ体制の確立を通して個人のプライバシーを保護し、お取引先との守秘義務を遵守します。
- ・私たちは、価値ある情報を創造するとともに知的財産権を尊重します。
- ・私たちは、常に地球環境に配慮して事業活動を行います。
- ・私たちは、各国の文化や習慣を尊重して事業活動を行います。
- ・私たちは、公正な評価・処遇を行い、一人ひとりの能力・意欲が発揮される風土づくりを進めます。
- ・経営者は、社内外の声を常時把握し、本憲章に反するような事態が発生した時は自ら問題解決にあたり再発防止に努めます。

更に、上記「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、従業員、派遣社員等又はこれらに準ずる者（以下これらを総称する場合は「勤務者」という）が日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動のあり方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、勤務者一人ひとりの行動が、当社グループへの信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守します。また、勤務者の公正な業務執行を確保するため、「コンプライアンス推進規程」の施行等、コンプライアンス体制の整備に努めます。

当社グループの事業の特性上、個人情報をはじめとする情報管理は経営上の重要な課題であり、管理責任者の任命、関連規程の整備等、情報管理の体制の整備・運用に努めます。

健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、運用することが、経営上の重要な課題と考え、会社法第399条の13第1項第1号並びに会社法施行規則第110条の4、並びに金融商品取引法第24条の4の4の規定に従い、「内部統制システムに関する基本方針」を定めます。

- ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役は、法令や良識に従い事業を進めるという「インテージグループ企業倫理憲章」の趣旨に則り、勤務者のコンプライアンス意識の維持・向上を図るため、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
 - ロ. 取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、内部統制推進委員会を設置して内部統制システムが有効に機能する仕組みの構築を推進し、内部統制部門等からは定期的に整備方針・計画の進捗及び実行状況を報告させます。
 - ハ. 取締役は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その法的要求事項を関連部署・グループ各社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- 二. 当社グループは、勤務者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制推進委員会を通じて「THE INTAGE GROUP WAY」、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」等の実践的運用と徹底を実行します。
- ホ. 当社グループは、コンプライアンスに関する規程を整備し、社内の電子掲示板への掲示によって勤務者が常時閲覧可能な状態にします。また、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」及びコンプライアンス関連規程の遵守事項を周知徹底するために、e-ラーニング等によるコンプライアンス研修を定期的実施します。内部統制推進委員会は、継続して各種活動を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- ヘ. 当社グループの勤務者は、グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに上司若しくは危機対策委員会委員長、監査等委員会に報告するものとします。
- ト. 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、勤務者が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして当社顧問法律事務所を窓口とした「コンプライアンス専用ホットライン」を設置しています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に対して不利益な取扱いがないことを確保します。
- チ. 当社グループは、反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 内部統制推進委員会はリスク管理の全体を統括します。
 - ロ. 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備します。また、リスク管理の実効性を高めるために、グループ各社の課題把握、対策策定等を審議するマネジメントシステム委員会や情報セキュリティについて審議する情報セキュリティ委員会を通して事業部門への浸透を図ります。
 - ハ. 当社グループは平時においては、各部門・グループ各社において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組むとともに、未然防止に努めます。
- 二. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れが生じた場合は、危機対策委員会が有事の対応を迅速に行い、再発防止策を講ずることとします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。
 - ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に開催します。また、経営方針と諸施策、事業運営にあたっての諸事項に関する報告・審議・決定の機関として、取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及びグループ各社社長が出席するグループ経営会議を毎月1回開催します。なお、取締役会の機能を支援し、諸事項に関する報告、審議を行い、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役及び執行役員が出席する経営連絡会を隔週で開催します。
- ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役会、グループ経営会議及び経営連絡会その他の重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、取締役が裁決するその他の重要な文書を法令・社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理を行います。
 - ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じ関係者が閲覧できる体制を整備します。

ハ. 情報管理については、情報セキュリティに関する規程及びガイドライン、個人情報保護に関する基本方針及び規程に基づき管理します。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社運営規程その他関連規程に基づき、グループ経営会議等を通じてグループ各社から職務執行及び事業状況を報告させ、グループ経営の一層の推進を図り、企業価値の維持・向上に努めます。

ロ. 当社グループ内の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを確保します。

ハ. 上記2項から5項までの記載事項すべてについて、コンプライアンス及びリスク管理等内部統制の全般を統括・推進する内部統制推進委員会及びグループ各社の課題把握、対策策定等を審議するマネジメントシステム委員会・情報セキュリティ委員会がグループ各社の委員との緊密な連携のもと、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。

ニ. 内部監査部門は、当社及びグループ各社に対して業務全般に関する監査を実施し、当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を確認します。また、内部統制部門は内部監査部門との連携により、内部統制システムの整備・運用に係る実効性向上を図ります。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフ（以下「監査等委員会スタッフ」という）を配置します。

ロ. 監査等委員会スタッフは、直接監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員でない取締役その他当社及びグループ各社の役職員からの指揮命令は受けないものとします。

ハ. 監査等委員会スタッフの人数、人事（任命、人事異動等）については、監査等委員会と人事担当取締役が協議の上決定します。

ニ. 監査等委員会スタッフが監査等委員である取締役に同行して、取締役会のほか、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な会議に出席する機会を確保します。

ホ. 監査等委員会スタッフが監査等委員である取締役と同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

⑧ 当社及びその子会社の取締役（監査等委員である者を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社及びグループ各社の勤務者は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制上問題のある事項が発生した場合は、速やかに監査等委員会へ報告します。

ロ. 勤務者が監査等委員会への報告又は「コンプライアンス専用ホットライン」への通報により、人事評価において不利な取扱いがないことを確保します。

ハ. 取締役会は、内部通報の状況及び内容について定期的に報告を受け、その運用状況を把握します。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて勤務者にその説明を求めることとします。また、内部監査部門との連携体制や、内部統制部門からの定期的な状況報告、当社グループの監査役との連絡を密にとる等により、グループ各社の状況を把握します。

ロ. 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と勤務者との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力します。

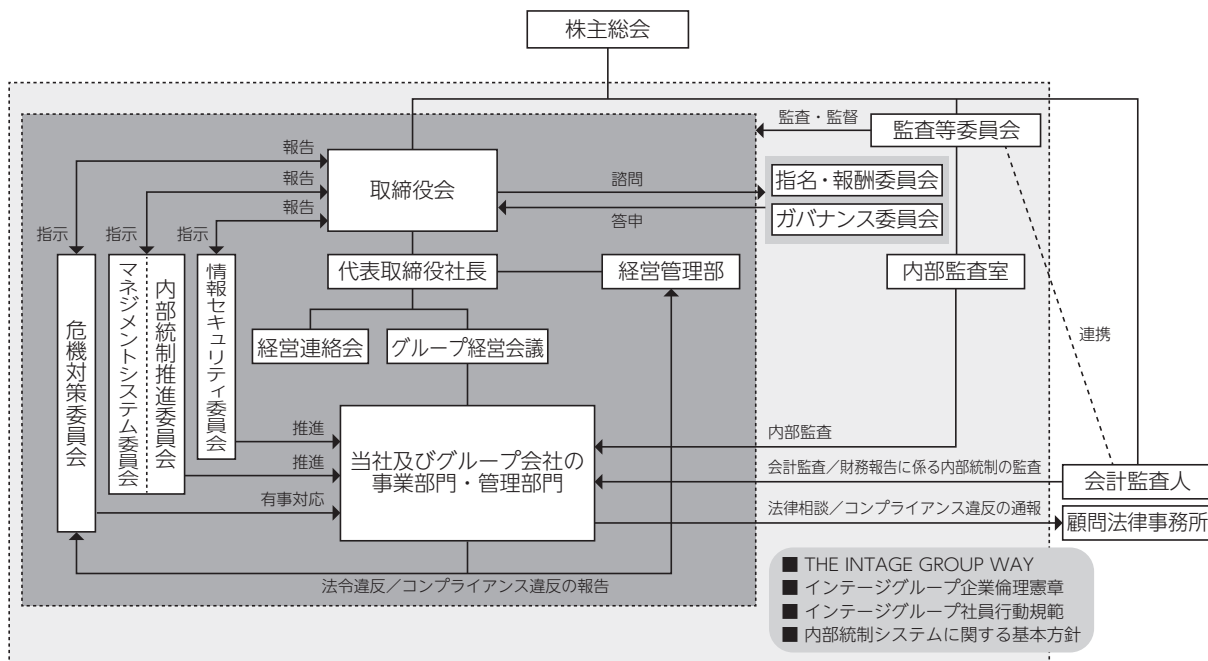
ハ、監査等委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ります。

二、監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制推進委員会を設置し、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成するとともに、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要なら是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

(参考) コーポレートガバナンス体制図



業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月17日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「内部統制推進委員会」及び「マネジメントシステム委員会」を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況の確認及び当社グループのリスク評価を行い、関連規程及びリスク管理体制の整備を行いました。コンプライアンス専用ホットラインはその活用が図られ、通報者の保護に十分配慮したうえで適切に対応しました。また、情報セキュリティ委員会を4回開催し、当社グループの情報セキュリティの課題把握・解決に向け、対策の策定及びその実行方法について審議及び決定を行いました。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く）7名（うち社外取締役2名）（なお、2024年9月26日開催の第52回定時株主総会終結時までにおいては、取締役（監査等委員である者を除く）8名（うち社外取締役2名））及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成し、経営に関する基本方針、その他重要事項の意思決定や、代表取締役以下執行役員の業務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督のもと、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

子会社については、「グループ会社運営規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性ある管理の実現に努めました。

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社及び子会社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の監査等委員会に加えて適宜監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取り纏めを行いました。更に取締役会への出席を通じて、取締役、執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部門及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、主要な稟議書等の社内資料の閲覧により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会等の重要な会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

会社の支配に関する基本方針（2025年6月30日現在）

当社は、会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社が従前導入しておりました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」は、2017年6月27日開催の第45回定時株主総会の終結の時をもって廃止されました。

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,378,706	1,796,219	30,916,440	△3,381,200	31,710,166
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			62,098		62,098
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,378,706	1,796,219	30,978,538	△3,381,200	31,772,264
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,522,535		△2,522,535
親会社株主に帰属する当期純利益			3,505,060		3,505,060
自 己 株 式 の 処 分				46,584	46,584
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		54			54
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当期中の変動額合計	-	54	982,524	46,584	1,029,164
当 期 末 残 高	2,378,706	1,796,274	31,961,063	△3,334,616	32,801,428

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	124,580	711,140	△336,964	498,756	230,926	32,439,848
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	△62,098			△62,098		-
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	62,482	711,140	△336,964	436,658	230,926	32,439,848
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,522,535
親会社株主に帰属する当期純利益						3,505,060
自 己 株 式 の 処 分						46,584
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						54
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)	△75,230	△10,268	△23,674	△109,172	△38,786	△147,959
当期中の変動額合計	△75,230	△10,268	△23,674	△109,172	△38,786	881,204
当 期 末 残 高	△12,747	700,872	△360,639	327,485	192,139	33,321,053

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

29社

株式会社インテージ

株式会社インテージリサーチ

株式会社リサーチ・アンド・イノベーション

株式会社ドコモ・インサイトマーケティング

株式会社協和企画

株式会社インテージヘルスケア

株式会社インテージリアルワールド

株式会社プラメド

株式会社インテージテクノスフィア

株式会社データエイジ

株式会社ビルドシステム

エヌ・エス・ケイ株式会社

株式会社データスプリング

株式会社インテージ・アソシエイツ

INTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合

英徳知聯恒市場諮詢(上海)有限公司

INTAGE (Thailand) Co., Ltd.

INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY

INTAGE INDIA Private Limited

INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.

PT. INTAGE INDONESIA

INTAGE USA Inc.

dataSpring Korea Inc.

dataSpring Global Research USA, Inc.

dataSpring Singapore PTE LTD

dataSpring Philippines, Inc.

上海道道永泉市場調査株式会社

SHANGHAI HARVEST MARKET CONSULTING Co.,Ltd.

Plamed Korea Co., Ltd.

株式会社ドコモ・インサイトマーケティングは株式の追加取得により新たに連結の範囲に含めております。

また、株式会社インテージオリスは、株式会社インテージを存続会社とする吸収合併により、連結の範囲から除外しております。

・ 主要な非連結子会社の名称等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

・ 持分法を適用した
非連結子会社又は関連会社の数 2社

・ 持分法を適用した
非連結子会社又は関連会社の名称 株式会社高速屋
株式会社プログラミングファスト

株式会社ドコモ・インサイトマーケティングは株式の追加取得により連結子会社となったため、持分法の適用の範囲から除外しております。

・ 持分法を適用しない
非連結子会社又は関連会社のうち 該当ありません。
主要な会社等の名称

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

株式会社データスプリング、INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合、INTAGE (Thailand) Co., Ltd.、INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY、INTAGE INDIA Private Limited、INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.、PT. INTAGE INDONESIA、INTAGE USA Inc.、dataSpring Korea Inc.、dataSpring Global Research USA, Inc.、dataSpring Singapore PTE LTD、dataSpring Philippines, Inc.及びPlamed Korea Co., Ltd.の決算日は、3月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

英徳知聯恒市場諮詢(上海)有限公司、上海道道永泉市場調査株式会社及びSHANGHAI HARVEST MARKET CONSULTING Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、3月31日で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続による決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

株式会社ドコモ・インサイトマーケティングについては、決算日を3月31日から6月30日に変更し、連結決算日と一致しております。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、従来から連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用していたため、当該決算期の変更による影響はありません。

また、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- ・ 市場価格のない株式等
- ・ 投資事業有限責任組合
及びそれに類する組合
への出資 (金融商品
取引法第2条第2項に
より有価証券とみなさ
れるもの)

移動平均法による原価法によっております。

組合契約に規定される 決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

- ・ 仕掛品

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法によっております。(1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年~5年)に基づく定額法によっております。特許権並びに商標権については、有効期間(14年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

調査モニターへの謝礼ポイントの支払に備えるため、当連結会計年度末における支払見込額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. マーケティング支援 （消費財・サービス） 事業

マーケティング支援（消費財・サービス）事業においては、消費財・サービス分野に関するパネル調査サービス、カスタムリサーチ、コミュニケーションサービス等を提供しております。

パネル調査サービスは、主にパネル調査データ提供サービス契約に基づき契約期間にわたりパネル調査データの利用サービスを提供しております。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものと考えられることから、当該サービスを提供する期間にわたり収益を認識しています。

カスタムリサーチ及びコミュニケーションサービスは、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供については、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への納品又は顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、取引価格は、顧客との契約価格に基づいており、変動対価や値引き等はありません。

ロ. マーケティング支援
（ヘルスケア）
事業

マーケティング支援（ヘルスケア）事業においては、主にヘルスケア分野に関するパネル調査サービス、カスタムリサーチ、コミュニケーションサービス等を提供しております。

パネル調査サービス、カスタムリサーチ及びコミュニケーションサービスの収益の認識する通常の時点に関しては、「イ. マーケティング支援（消費財・サービス）事業」に記載しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、取引価格は、顧客との契約価格に基づいており、変動対価や値引き等はありません。

ハ. ビジネスインテリジェンス事業

ビジネスインテリジェンス事業においては、主にソフトウェア開発、システム保守及びそれらに関連するBPOサービスを提供しております。

ソフトウェア開発は、主に請負契約又は準委任契約によりソフトウェア開発サービスを提供しております。当該サービスは、開発中のシステム等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム保守及びBPOサービスは、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

なお、取引価格は、顧客との契約価格に基づいており、変動対価や値引き等はありません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年～15年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括処理しております。

ロ. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間から10年間で均等償却しております。なお、金額が僅少の場合は発生年度に一括償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が62,098千円増加するとともに、その他有価証券評価差額金が同額減少しております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	マーケティング支援 (消費財・サービス)	マーケティング支援 (ヘルスケア)	ビジネス インテリジェンス	
パネル調査	15,032,963	3,811,839	－	18,844,802
カスタムリサーチ	14,214,475	4,969,834	－	19,184,310
コミュニケーション	3,435,508	2,751,014	－	6,186,522
CRO(医薬品開発業務受託機関)	－	324,168	－	324,168
システム開発及びBPO	－	－	7,794,586	7,794,586
その他	12,661,503	575,193	－	13,236,696
顧客との契約から生じる収益	45,344,450	12,432,050	7,794,586	65,571,087
外部顧客への売上高	45,344,450	12,432,050	7,794,586	65,571,087

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	11,118,365
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	9,962,138
契約資産 (期首残高)	295,448
契約資産 (期末残高)	68,717
契約負債 (期首残高)	941,438
契約負債 (期末残高)	1,060,917

契約資産は、主にソフトウェア開発等のサービスにおいて期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該サービスに関する対価は、契約条件に従い、成果物の納品又は検収後に請求し、概ね3か月以内に受領しております。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	24,101,744
1年超2年以内	381,179
2年超	80,385
合計	24,563,309

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金及び配当金」、「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取保険金及び配当金」は、17,591千円、「保険解約返戻金」は、21,635千円であります。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(1) 株式会社リサーチ・アンド・イノベーションののれん及び特許権等を含む固定資産に係る減損損失の認識の要否

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表には、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションに係るのれん523,614千円及びその他無形固定資産1,006,428千円を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。資産又は資産グループに減損の兆候が認識された場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識します。固定資産の減損の兆候判定については、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みがある場合のほか、資産又は資産グループが使用されている事業に関連する経営環境が著しく悪化したか又は悪化する見込みであることが含まれます。

当連結会計年度において、株式会社リサーチ・アンド・イノベーション単体は営業利益を計上しておりますが、連結財務諸表上ののれん償却費等を加味した営業損益は継続してマイナスとなっており、減損の兆候に該当すると判断し、減損損失の認識の要否の判定を実施しております。

判定の結果、同社の資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が対象の固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの前提となった株式会社リサーチ・アンド・イノベーションの事業計画には、同社が保有する、買い物情報や商品評価情報を登録できるスマートフォン用アプリケーション「CODE」を活用したリサーチ、販促、広告等のサービス、並びにその特許を株式会社インテージ等が活用することにより、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションの売上高及び営業利益が増加することを見込んでおります。その増加要因として「CODE」のユーザー数の増加という不確実性の高い仮定を用いており、この仮定が割引前キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、売上高及び営業利益の実績又は見込みがこの事業計画よりも著しく下方に乖離することになった場合には翌連結会計年度において当該資産又は資産グループの減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 非上場株式等の減損処理

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類には、投資有価証券のうち非上場株式等1,550,890千円、投資有価証券のうち投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資490,009千円、連結損益計算書には、投資有価証券評価損680,219千円を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場株式等については、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについては、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合においては、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%を下回っている場合に、減損処理を行っております。

非上場株式等の評価にあたっては、投資先企業の事業計画等に基づく将来の業績予想等について一定の仮定を設定しております。当該仮定には経済環境の変動等の不確実性が含まれており、経済環境の悪化等が生じる場合、翌連結会計年度以降において追加での減損処理が必要となる可能性があります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,038,530千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	25,467千円
------	----------

計	25,467千円
---	----------

② 担保に係る債務

該当する債務はありません。

(3) 当社においては、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うことにより、資金効率の向上を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。なお、本契約には財務制限条項が付されております。

コミットメントライン設定金額	3,000,000千円
----------------	-------------

借入実行残高	－千円
--------	-----

借入未実行残高	3,000,000千円
---------	-------------

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

40,426,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	1,656,015千円	43円00銭	2024年6月30日	2024年9月27日
2025年2月6日 取締役会	普通株式	866,519千円	22円50銭	2024年12月31日	2025年3月7日

(注) 上記配当金の総額には、株式給付信託として保有する当社株式に対する配当金23,839千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	866,519千円	22円50銭	2025年6月30日	2025年9月26日

(注) 上記配当金の総額には、株式給付信託として保有する当社株式に対する配当金7,288千円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、マーケティング支援（消費財・サービス）事業、マーケティング支援（ヘルスケア）事業、ビジネスインテリジェンス事業における事業計画及び設備投資等の計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。デリバティブについては、社内規程に従い、実需の範囲で行うこととし、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は全て1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、経理規程に従い、営業債権について、経理担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引を利用する際には、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

金利変動や為替変動リスクの低減を目的としてデリバティブ取引を行う際には、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、経理担当部門による稟議申請が行われ、社内承認により、経理担当部門が取引を実行し、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を支払予定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。(注2)を参照ください。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	520,862	520,862	—
資産計	520,862	520,862	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	100,000	99,668	△331
(3) リース債務	239,575	238,060	△1,515
負債計	339,575	337,729	△1,846

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」及び「買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しています。

(注2) 「市場価格のない株式等」

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,550,890

上記については「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 「投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資」

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	490,009

上記については「(1) 投資有価証券」には含めておりません。また、投資事業有限責任組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
リース債務	120,687	105,581	13,306	—
合計	120,687	105,581	13,306	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	520,862	—	—	520,862
合計	520,862	—	—	520,862

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	99,668	—	99,668
リース債務	—	238,060	—	238,060
合計	—	337,729	—	337,729

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値としており、レベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	867円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	91円83銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は341千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は323千株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,378,706	2,033,994	11,490	40,100	8,000,000	8,270,633	△3,381,200	17,353,724	
当 期 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△2,522,535		△2,522,535	
当 期 純 利 益						1,409,314		1,409,314	
自 己 株 式 の 処 分							46,584	46,584	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)									
当 期 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△1,113,221	46,584	△1,066,636	
当 期 末 残 高	2,378,706	2,033,994	11,490	40,100	8,000,000	7,157,412	△3,334,616	16,287,087	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	210,800	210,800	17,564,524
当 期 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△2,522,535
当 期 純 利 益			1,409,314
自 己 株 式 の 処 分			46,584
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)	△19,436	△19,436	△19,436
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△19,436	△19,436	△1,086,073
当 期 末 残 高	191,364	191,364	16,478,451

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

・ 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される 決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。(1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

② 無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時に一括処理しております。
- ④ 株式給付引当金 株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 経営管理料

当社は連結子会社に対して、経営管理サービスを提供しており、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 建物の賃貸

当社は連結子会社に対して、建物を賃貸しており、リース取引に関する会計基準に基づき収益を認識しております。

③ 受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

4. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

5. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記していましたが営業外費用の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「支払手数料」は、14,182千円であります。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

(1) 関係会社株式等の減損処理

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表には、関係会社株式10,743,216千円、その他の関係会社有価証券1,448,569千円、関係会社出資金350,275千円を計上しております。なお、当事業年度において、関係会社株式評価損は計上しておりません。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式、関係会社出資金については、市場価格のない株式等であり、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得価額と比べて50%以上低下したものについては、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合においては、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価の50%を下回っている場合に、減損処理を行っております。

その他の関係会社有価証券はINTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合への出資であり、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

評価にあたっては、市場価格のない株式等及び投資事業組合が保有する株式等については、経済環境の仮定等に不確実性が含まれており、経済環境の悪化等により仮定等に影響が生じる場合、翌事業年度以降において追加での減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 株式会社リサーチ・アンド・イノベーションに対する関係会社貸付金の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表には、関係会社長期貸付金1,600,000千円を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する貸付金の評価にあたっては、個別に財政状態及び経営成績等の状況を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。当該貸倒引当金の金額算定においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の支払能力を検討し、回収可能価額を合理的に見積っております。

当事業年度において、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションは債務超過であり、貸倒懸念債権に区分しておりますが、事業計画及び資金繰り計画に基づく将来の支払能力を検討した結果、貸付金を全額回収可能と判断しております。

当該事業計画には、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションが保有する、買い物情報や商品評価情報を登録できるスマートフォン用アプリケーション「CODE」を活用したリサーチ、販促、広告等のサービス、並びにその特許を株式会社インテージ等が活用することにより、株式会社リサーチ・アンド・イノベーションの売上高及び営業利益が増加することを見込んでいます。その増加要因として「CODE」のユーザー数の増加という不確実性の高い仮定を用いており、この仮定が割引前キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、売上高及び営業利益の実績又は見込みがこの事業計画よりも著しく下方に乖離することになった場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社貸付金の評価に重要な影響を与える可能性があります。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,392,471千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	667,343千円
② 長期金銭債権	1,693,860千円
③ 短期金銭債務	6,632,974千円
④ 長期金銭債務	561,938千円
(3) 当社においては、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うことにより、資金効率の向上を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。なお、本契約には財務制限条項が付されております。	
コミットメントライン設定金額	3,000,000千円
借入実行残高	－千円
借入未実行残高	3,000,000千円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	4,196,184千円
② 営業費用	644,128千円
③ 営業取引以外の収入	39,501千円
④ 営業取引以外の支出	67,953千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	2,237,920株
------	------------

(注) 役員向け株式給付信託として保有する当社株式323,914株を含めております。

10. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	18,362千円
投資有価証券	53,089千円
関係会社株式	1,880,821千円
その他の関係会社有価証券	265,878千円
貸倒引当金	119,632千円
資産除去債務	132,032千円
繰越欠損金	69,046千円
その他	112,693千円
繰延税金資産小計	2,651,556千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	△24,626千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△840,038千円
評価性引当額小計	△864,664千円
繰延税金資産合計	1,786,892千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△78,082千円
前払年金費用	△45,046千円
資産除去債務に対応する除去費用	△74,197千円
繰延税金負債合計	△197,326千円
繰延税金資産の純額	1,589,565千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	69,046	69,046千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△24,626	△24,626 //
繰延税金資産	—	—	—	—	—	44,419	(b) 44,419 //

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金69,046千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産44,419千円を計上しております。当該繰延税金資産44,419千円は、当社における税務上の繰越欠損金の一部について認識したものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を計上しておりません。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに表示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年7月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は46,498千円増加し、法人税等調整額は46,498千円減少しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社NTTドコモ	(被所有) 直接 51.0%	—	(注1)	子会社株式の 取得	1,695,075	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社株式の取得価額は外部の株価算定書に基づき、独立ガバナンス委員会答申及び利害関係取締役除外等の公正性確保措置を経て決定しております。

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社インテージ	直接 100.0%	役員の兼任	(注1)	経営管理料の受領	1,732,925	未収入金	283,963
				(注2)	建物の賃貸	51,262	預り保証金	455,011
				(注3)	利息の受取	12,540	—	—
子会社	株式会社インテージリサーチ	間接 100.0%	—	(注3)	資金の借入	100,000	関係会社短期借入金	900,000
					資金の返済	600,000	—	—
子会社	株式会社リサーチ・アンド・イノベーション	間接 61.4%	—	(注3)	資金の貸付	200,000	関係会社長期貸付金	1,600,000
					利息の受取	19,186	—	—
子会社	株式会社インテージヘルスケア	直接 100.0%	役員の兼任	(注4)	配当金の受領	564,567	—	—
				(注1)	経営管理料の受領	626,409	—	—
				(注3)	資金の借入	2,300,000	関係会社短期借入金	4,480,000
					利息の支払	41,697	—	—
子会社	株式会社プラメド	間接 100.0%	—	(注3)	—	—	関係会社短期借入金	500,000
子会社	株式会社インテージテクノスフィア	直接 100.0%	役員の兼任	(注3)	資金の返済	200,000	関係会社短期借入金	300,000
子会社	英徳知市場諮詢(上海)有限公司	間接 90.0%	—	(注5)	払戻金の受領	333,234	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。
- (注2) 建物の賃貸料については、市場価格等を勘案して、交渉の上決定しております。
- (注3) 資金の貸付及び借入については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注4) 受取配当金については、グループ会社の財務状況を勘案し一定の基準に基づき決定しております。
- (注5) 減資に伴う払戻金の受領です。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	431円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	36円92銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は341千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は323千株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。